

民国初期における在庫鴉片処理問題 (一) ——1915年の「蘇贛粵三省禁売土煙合同」をめぐって——

目 黒 克 彦

Katsuhiko MEGURO

(史学教室)

一 はじめに

1906年9月20日(光緒32.8.3)の禁煙詔勅の発布を端緒に、1908年より実施されたイギリスによるインド鴉片(以下洋薬と略称)の対中国輸出の「十年遞減協定」は、3年間の試行期間を経て、1911年5月8日(宣統3.4.10)に「統訂禁煙条件」(「中英禁煙条件」)の締結により、1917年を以て停止することとなった⁽¹⁾。

この間に中国においては1911年10月10日の武昌蜂起に始まる辛亥革命、孫中山を臨時大總統に戴く中華民国の成立、清朝皇帝溥儀の退位、袁世凱の臨時大總統就任という大きな変動を経過したが、清朝政府の鴉片禁止政策(国内における罌粟栽培・鴉片吸食の禁止)は、中華民国においても基本的に維持され、1917年の洋薬輸入停止の日を迎えることとなる。その際に問題となったのは、イギリスの鴉片商人にとって、中国に輸送し上海の倉庫に蓄積保管され、売れ残った大量の鴉片の存在であった。この滞貨となった鴉片の処理をめぐって、イギリス鴉片商人と中国政府との間で交渉が進められた。本来イギリス商人が販売を目的に中国に持ち込んだ鴉片が売れ残った場合、それは自己の責任において処理すべき性格のものであるが、彼らはそうした損失を引き受けることに甘んぜず、中国政府に対してその処理の責任を引き受けるように求めたのである。それは中国政府(北洋軍閥政府)の鴉片の利益に対する執着を見透かしての要求でもあった。ここから政府による在庫鴉片の販売促進、或いはそれを買取して「戒煙薬」を製造し、特定の会社による専売という計画が浮上し、大きな論議を引き起こし、最終的には1919年に至り、上海の浦東における焼却処分という局面を迎えることとなる。それは恰も80年前の林則徐による広東・虎門における鴉片焼却を彷彿とさせるものであるが、その意味は全く異なるものであったようである。

小稿はこの最終的には焼却処分という形で決着を見た在庫鴉片の処理問題について、北京の北洋軍閥政府と中国国内の各種団体の行動を検証し、民国初期の鴉片禁止問題の実情を解明しようとするものである。主

たる史料として使用したのは、1996年6月発行の『清末民初の禁煙運動和万国禁煙会』(上海市禁毒工作領導小組弁公室・上海档案馆編, 上海科学技術文献出版社刊, 以下『清末民初』と略称)に収録された諸史料である。

二 民国初期の鴉片禁令

辛亥革命によって成立した中華民国の初期においても、清末以来の鴉片禁止政策は基本的に継承された。革命の動乱の中で、若干の地域で罌粟栽培・国産鴉片(以下土薬又は土煙と言う)の生産の復活という事態も起こった⁽²⁾が、臨時大總統孫中山は、1912年3月2日に「禁煙令」を発し、清末に一定の成果を挙げた禁煙運動について、民国成立時に当たり、重ねて人民に呼びかけ、

それ鴉を飲み自ら安んじ、沈湎して返るを忘れる者は、共和の民と為るべからず。当に参議院に咨行し、立法の時においてその選挙被選の一切の公権を剝奪し、齊民と齒せざるを示すべし⁽³⁾。

と述べ、新たな共和国の国民としての自覚を促し、それでもなお吸食する者に対しては選挙・被選挙権等の全ての権利を剝奪すると警告しており、「悪習を屏絶し、共に新民と作り、永く亜東の病夫の恥を雪ぎ、長く中夏清明の風を保たん」⁽⁴⁾と呼びかけた。更に3月6日には、内務部に対して、清朝の制定した禁煙に関する法令を整理し、継承すべきもの、改善すべきものを検討した暫行条例の立案を指示し⁽⁵⁾、3月10日に臨時大總統に就任した直後の14日に、袁世凱は鴉片の嚴禁を命じ、国民に対して、

凡そ我が国民は、尤も宜しく視て酖毒と為し、互いに相勸懲し、一時の利を図り、而して無窮の害を忘れるを得ざるべし⁽⁶⁾。

と呼びかけ、更に1912年6月11日に「申禁私種鴉片」の命令を下し、革命の混乱の中での罌粟栽培の復活に対して、各省都督に禁令の徹底を命じ⁽⁷⁾、同年10月28日には「重申鴉片禁令」を發布し、

上年より以来、各省の秩序多くは未だ十分還復せず、有司も未だこれに注意するに暇あらず、風聞す

るに、向來これを以て業と為す者、間々或いは故態復た萌え、厚利を牟るを冀い、外讒議を召き、内貧弱を長ず。この害去らざれば、国何によりて振るわん⁽⁸⁾。

と述べ、民政担当の各機関に、鴉片の吸食・販売及び罂粟栽培の取締と国民に対する曉諭を指示し、最後に「総じて沈痼悉く除き、生機日に裕かにし、以て共和の幸福を邀えるを期す」と結んでいる。

こうして国内における禁令の徹底を進めている中で、イギリスより抗議を受けるという事態が起こった。即ち1912年9月に、安慶において中国商人が違法に鴉片を密運し、警察庁に摘発された。警察当局が運単(運送許可証)の提示を求めると、この商人は「下等営業照」を示した。安徽都督柏文蔚はこの貨物と許可証とは符合せず、この鴉片は闇の物資であると判断した。当時安徽省当局は省内における罂粟栽培は既に根絶されたと判断し、従って洋薬の省内での流通販売は認められないとし、この押収した鴉片を焼却処分とした。この措置に対してイギリスは条約違反として、軍艦を安慶に出動させ干渉して来た。更に11月下旬には北京駐在イギリス公使が中国外交部に抗議を申し入れた。イギリス側の言い分は、当該省は中英両国によって鴉片生産が根絶されたとは認定されておらず、従って洋薬の流通販売は合法的な行為であり、これを押収し焼却処分としたことは、「中英禁煙条件」に違反し、焼却した鴉片の賠償を要求するというものであったと思われる。この抗議に対して、中国外交部は、この問題は純粋に鴉片の取締の問題で、中国の内政問題であって協定違反には当たらないと突っぱねた。しかしイギリスは12月9日に公使と上海駐在総領事が運単等を持参して中国外交部を訪れて賠償を要求した。彼らは外交部に照会を送付し、浙江・安徽・江西・湖北・湖南の各省が禁煙を嚴重に勵行していることは、協定に違反するだけでなく、イギリス商人の販路を滞らせ、その損害は極めて巨額であると主張し、中国側の善処を求めた。これに対して外交部は反駁したが、なお交渉中であると伝えている⁽⁹⁾。確かに安徽省において罂粟栽培の根絶が中英当局の調査により確認され、この省への洋薬の流通販売を禁止するとしたのは、後述するように翌年の1913年であった⁽¹⁰⁾。従ってイギリス側の抗議が理由の無い無理難題ということは出来ないが、中国側の鴉片禁止政策の嚴重さが、洋薬の流通販売を阻害し、イギリス鴉片商人に大きな損失を招いたと見ることが出来る。この後交渉の結果、如何に妥結がはかられたか、未だ不詳であるが、1917年の洋薬輸入の可能な期限までに、イギリス政府はイギリス鴉片商人が駆け込み的に多額の収益をあげようとし、その販路の確保・順調な販売の促進への努力を支持し、彼らの利益を確保させようとする意図を見ることが出来、中国側の嚴重な鴉片禁止政策展開に対して干渉したもの

と見られる。

又洋薬価格の高騰も洋薬の販売を困難にしていたという側面もこの背後に有ったと思われる。即ち上海の江海関の報告に拠り、1箱当たりのベンガル鴉片(公班土)とマルワ鴉片(白皮土)の価格の推移を見れば、下表の如くであった⁽¹¹⁾。

単位：両

	ベンガル鴉片	マルワ鴉片
1912年	2300	2000
1913	4000-4180	3625-3800
1914	6830	6675-6925
1915	10000	9405
1916	13000	11500

この価格の騰貴は、当然洋薬の販売に影響すると共に、高値を見込んでの土薬の流入を招いたこと⁽¹²⁾が、一層洋薬の見込み通りの販売を困難とし、滞貨を生ずる事態に至っており、中国側の鴉片の吸食禁止等の措置が予想以上の成果をあげ、それが洋薬の販売を困難にしており、イギリス鴉片商の経営を苦しめていたと見ることが出来る。

三 全国禁煙会の開催

民国政府が既に述べたように、禁令に対する指令を発して督励する下で、1912年3月27日に上海において民間団体を集めた会議が開催され、政府に対してイギリスから禁煙自主権を回収するように申し入れている⁽¹³⁾。更に翌年3月4日より8日まで、北京において全国禁煙会⁽¹⁴⁾が開催され、鴉片根絶運動の盛り上げを図った。この会の性格について、『申報』の報道に拠れば、

万国改良会会長丁義華君、通国連合禁煙会を發起し、特に各省都督に電し、各々代表一人を派して会に与らしめ、本月四号下午一時において、灯市口公理会副堂に在って第一日の集会す⁽¹⁵⁾。

と記しており、アメリカ人丁義華(Edward Waite Thwing)⁽¹⁶⁾の提唱を受け、政府もこれに応じて國務院の各部及び各省都督より代表を送ったものと思われ、12省の代表と國務院の六部からも参加した⁽¹⁷⁾。従ってこの会議は官民合同の性格を持つと言える。

この会議に関して、『申報』は開会の翌日の3月5日に「全国禁煙会開會概況」の見出しで報じ、更に3月10日に「全国禁煙研究会第一次會議」の表題で、より詳細に参加者の発言を伝えているが、この二つの記事は同じ會議の初日の状況を報告しながら、會議の名称・発言者の発言の順序・内容が必ずしも一致していない。その理由は明らかでないが、ここではより詳細・具体的に報じている後者の記事に拠って、初日の會議の様子を見ることとする。

3月4日の開会式において、最初に提唱者の丁義華による「代表諸君、各々所見を抒べ、互いに相切磋し、立ちに施行を予えんことを望む」という挨拶が有り、次いで外交部の顧維鈞が大總統袁世凱を代表して、

大總統はこの次の会議に対して甚だ注意を為す。

望むらくは、各代表は一極善の方法を研究し、各省一致して進行すれば、禍根を鏟除し永く苦海を脱し得るに庶からん。

との袁世凱の意向表明が有り、続いて外交部代表の伍朝樞が発言し、丁義華の活動に言及し、

丁先生は中国に在ること廿余年、その中国を愛すること美国を愛すること異なる無く、故に我が同胞の為にこの毒を去らんと謀り、始終懈たらざるなり。我等如何に慚愧し、如何に感激し、如何に奮勉し、以てその苦衷に負く勿かるべきか。

と讃え、中国人として彼の活動に感謝し、彼の苦衷に背いてはならないと述べ、続いて、

日前英人我が国の禁煙の成效如何を看て、以て印土入口の増減の予備と為さんと擬す。是れ我が国早く禁絶一日を能くすれば、印土自ずから早く禁絶一日を為すべし。この時応に禁種・禁売の各事宜を將つて数日を限り調査清晰にして、弁理完竣し、稍も敷衍を事とするを得ざるべし。

と述べ、イギリスとの間の「中英禁煙条件」の目標の早期達成に努力するように訴えた。ここには外交部として、鴉片貿易の期限短縮をイギリスに要請する等の意志は示されていない。

この後、吉林禁煙協会代表の安銘の報告を皮切りに、各省代表による報告が為され、安徽代表の徐干からは、全省の代表が参加した会議の日を改めて開催すべきであるとの提案も出されている。こうした議論を経て、議事日程が次のように定められた。

第一日（3月4日）

（一）各省の禁煙状況報告（事前に調査報告が為されており、会議場で説明が為された）

報告の項目は、罌粟栽培の地域、罌粟苗除去の成績、鴉片の販売状況、闇鴉片、鴉片吸食者数、戒煙局所、禁煙の法律、人民の禁煙に関する心理、禁煙会の有無及びその活動状況、インド鴉片の輸入量、転換作物、戒煙薬中のモルヒネの有無、租界の禁煙状況であった。

第二日（3月5日）

（二）各省の画一進行方法の討議

期限・方法・報告について

（三）国会に兵力による罌粟栽培制圧に関する法律制定を要請する件

（四）禁煙公所の連絡方法

（五）巡警総監に湖南の方法を採用し、懸賞による違反者取締を要請する件

（六）法を設け社会及び政府に禁煙及び鴉片の公開焼却に尽力するように励ます件

（七）上海の在庫鴉片は如何にその危険を免れるべきか

第三日（3月6日）

（八）禁煙し及び土薬を禁絶した省で、如何に交渉しインド鴉片を禁止するか。

（九）イギリス政府及び議会の中国における禁煙に対する心理及び政策の研究

（十）イギリス上下院に書簡を送り、我が国の決心を表明し、インド鴉片輸入の停止を要請する。

（十一）アメリカの国民禁煙会に連絡し、感謝の書簡を送る。

（十二）政府にイギリスに文書を送り、インド鴉片輸入停止を求めるよう要請する。

（十三）広く新聞に掲載する方法を用い、イギリス人に我が実状を知らせる。

（十四）雑誌を刊行し本会の状況を詳細に記す。

（十五）各人が省に戻り如何に実行するか、次回を定めて議決する各件⁽¹⁸⁾。

ここからは政府及び民間レベルにおける広範な禁煙の為の施策・宣伝活動・対外交渉等が論議されたことが伺われる。

会議は最終日の3月8日に20条からなる決議を採択し、12項目の議決を行って閉会した。これに関する報道は、『東方雑誌』は後者の議決事項のみを報じ、3月6日としている⁽¹⁹⁾が、『申報』は日を変えて両方を報告しており、ここでも『申報』に拠って、その内容を紹介する⁽²⁰⁾。

先ず20条の決議は、各機関の任務を規定している。即ち、政府に対しては、各都督に命じて本年6月以前に、各々の禁煙方法を詳細に報告させる事(1条)、方法を講じて禁煙に反対する圧力に対抗する事(14条)を求めている。

政府より参議院に対して、従前以上に厳密な禁煙律を制定する事(4条)、禁煙を軽視する官吏を厳しく懲罰する方法を規定する事(7条)、法律により軍隊を動員して罌粟苗を除去させ、軍法で罌粟栽培の犯人を懲罰出来る法律の制定(8条)、モルヒネ使用に対する懲罰の法律制定(9条)を要請する。

内務部は各省禁煙局に通達し、真剣に禁煙政策を実行させる事(2条)、北京において禁令を実施し、懸賞金により違反者を逮捕させる事(10条)とする。

司法部は各省の司法籌備処に通達し、協同して処理させる事(3条)、禁煙に違反した者に科する罰金を禁煙の経費に充てるよう処置する事(15条)とする。

外交部に対しては、各省の交渉司に通達し、所在の各国領事と租界や通商港における禁煙方法を協議させる事(6条)、最近の中国の禁煙を攻撃する外国人に正式に回答する事(18条)を求めている。

工商部に対しては、各省当局に命じて鴉片商人の登録を認めず、既に登録している者については、一律に

取り消させる事(5条)としている。

各省都督は中央政府の鴉片の専売で処理しようとする議論を強く拒絶する事(16条)、及び各省が鴉片専売を行おうとする議論にも強く反対する事(17条)を要請している。

中国語の新聞を発行する新聞社は、鴉片貿易反対の呼びかけ及び公衆の面前で鴉片焼却を行うように提唱するように要請する(11条)。

イギリス議會及びイギリスの禁煙会に書簡を送り、彼らのこれまでの態度に謝意を伝えると共に、中国が鴉片貿易の禁絶を願望している決心を声明する(12条)。

イギリス下院の宣言、及び鴉片商人の定めた彼らの営業を保全する方法を全国に布告する(13条)。

参会した各代表中より委員を選出し、継続して禁煙会の事務を処理する(19条)。

国会に常任の禁煙委員会を選任するように要請する(20条)。

更に12項目の議決事項は、全国禁煙会のより具体的な今後の活動方針を定めたものである。即ち、

(1)期限 新たな刑法に鴉片犯罪に関する専門の条文を規定し、新刑法公布の日を禁絶の期限とするが、各省の事情の相違から、國務院より命令し、本年6月内に各省の禁煙状況を政府に報告させる。

(2)各省機関 各省に従来設置されていた禁煙の機関は、その名称が種々様々で権限も異なる為、今後は一律にその名称を禁煙局とする。

(3)京師機関 京師には従来専門の機関がなく、内務部衛生司の一科に属していたが、機関を特設し、重視の姿勢を示すように要請する。

(4)罪名 鴉片に関する犯罪で最も重い者は無期徒刑であり、且つモルヒネ販売に関する条項が無い為、鴉片に関する懲罰を一等重くし、モルヒネ販売・鴉片私蔵に関する罰則を制定するように要請する。

(5)兵力禁煙 衆を聚めて罌粟苗の強制除去に抵抗する者に対して、兵力による処置を認め、犯情重大な者に対して軍法による処分を行う。

(6)警戒官吏 特に禁煙行政に怠慢な官吏を処分する専門法規を制定し、国会の議決を経て施行するように要請する。

(7)経費 内務・司法両部に要請し、各省の鴉片犯罪に対して科徴する罰金を、全て禁煙活動の経費に充て、他への流用を認めない事とする。

(8)専売商行 上海の在庫鴉片を買収し、専売を行おうとしているという風説が有るが、如し事実であれば、即ちに取り消すように要請する。

(9)禁煙人員之保障 都市・農村を巡視し禁煙の指導に当たる各員は、往々殴打され死に至り、或いは事後に報復を受ける為、彼らを保護する方法を明確に定めるように要請する。

(10)煙犯専庭 地方官吏は往々にして鴉片事件を軽視する為、司法部は各省会或いは鴉片犯罪の多い地区に鴉片犯罪専門の法廷を増設し、或いは普通の刑事法廷に検察官を増派して処理させるよう要請する。

(11)禁革手続 各地の痞棍が禁煙事項に対して、往々口実を設けて干渉する為、各省に命じて妨害する者を重く懲罰するように要請する。

(12)尊重審判 各省の従来の禁煙の法規が新刑法に比べて重く、その法規が取り消された事による再審を請求する者が現れても、受理しない。

以上の決議及び議決事項は、いずれも今後の鴉片の禁絶推進に重要な足がかりとなるものであるが、ここで特に注目するのは、決議16・17条や議決事項(8)に見られるように、1913年の時点で、既に上海の倉庫に滞貨となっている鴉片を中央政府或いは地方政府が買収し、専売を行おうとする動きが有り、これを牽制し阻止しようとしている事である。この時期のこれに関する動きの実態は不詳であるが、鴉片の専売利益に注目している勢力の存在を示している。しかしこの会議には政府の各機関が代表を送り、臨時大總統袁世凱も顧維鈞を代理として出席させている事から見れば、この時期には袁世凱も鴉片禁絶の意向を持っていたと判断される。なお決議13条のイギリス下院の宣言等の詳細な内容は明らかでなく、今後の課題として残さざるを得ない。

決議19条において、全国禁煙会の日常業務を処理する委員を選出するとしているが、報道ではその結果を報じていない。王宏斌に拠れば、石瑛を会長に選出したという⁽²¹⁾。石瑛は前年3月5日に政府機関の禁煙公所經理(総理)に任じられており、又丁義華は顧問となっていた⁽²²⁾。

更に国際的には、アメリカの提唱による1909年2月の上海における国際禁煙会議開催⁽²³⁾の後、1911年12月からオランダのハーグにおいて、12カ国の参加による第一回ハーグ国際禁煙会議が開催され、「禁煙公約」が仮調印され、1913年6月の第二回会議、1914年7月の第三回会議を経て、「ハーグ禁煙公約」を採択するという経過をたどり、国際的にも鴉片問題に対する関心の高まりと、中国における鴉片問題の解決を図ろうとする機運の昂揚を見ることができ、恰も第一次世界大戦の渦中にあり、この「ハーグ禁煙公約」を批准した国は、中国・アメリカ・オランダの三カ国に過ぎなかった⁽²⁴⁾。

四 「蘇贛粵三省禁売土煙合同」の締結

かくして民国初期における禁煙問題を巡る状況は、中国の国内においては、政府による一定の禁煙に対する努力を見ることができ、民間においても全国的な禁煙団体が再び組織され、運動の昂揚深化が見られたが、他方で鴉片の生産・流通・販売によって得られる収益

の魅力は大きく、各地の軍閥の中には、財源の確保という観点から、むしろ罂粟栽培の奨励、農民に対する作付の強制が行われ、罂粟片として流通販売される状況も存在していた⁽²⁵⁾。その点では北京の北洋政府も必ずしも例外ではなく、何らかの理由を設けて、合法的に鴉片の商売に従事し、財源を確保しようとする傾向は、決して無くなったわけではなかった。

その最初の現れは、1915年5月に締結された「蘇贛粵三省禁売土煙合同」（以下「合同」と略称）であった。以下この「合同」の内容及びその意味について検討する。

既に述べたように1911年5月に締結された「統訂禁煙条件」は、その第三条において、

何の省を論ずる無く、土薬已に絶種し、他省の土薬も亦運入を禁じ、顕らかに確拠有れば、則ち印薬は即ちに亦該省に進入するを准さざるなり。惟だ言明するに、広州・上海の二口は応に最後の結束と為すべく、務めて須らく中国政府の以上の弁法を尽く行うを俟って、始めて該口を將って印薬の入口を禁止す可し⁽²⁶⁾。

と規定し、土薬の生産・流通の禁絶に成功したと確認された省への洋薬の輸入は禁止された。この禁絶の確認を得た省とその時期は、次の通りであった。

1911年9月11日 奉天・吉林・黒龍江・四川・山西
 1913年3月1日 直隸・広西
 1913年6月15日 湖南・安徽・山東
 1914年5月1日 福建
 1914年6月1日 湖北
 1914年6月16日 浙江・河南⁽²⁷⁾

従って1915年当初に在っては、陝西・甘肅・新疆・雲南・貴州・江蘇・江西・広東の8省ではなお土薬生産の根絶が確認されていないが、既に14の省への洋薬輸入が禁止されており、それだけ洋薬の販路は狭められていた。従って小資本の外国の鴉片商人は淘汰され、大資本の鴉片商人達は香港と上海において「煙土聯社（Opium Combine）」を組織していた。この組織は「数家のインドとペルシャ鴉片を輸入する洋行により組織され、相互の利益を保護し、手中の在庫鴉片の売却を援助し」⁽²⁸⁾ていた。彼らは、その鴉片の販路が各省の鴉片禁令に阻まれ、売れ行き不振に悩み、洋薬の合法的な営業も終了に近づき、滞貨の増大に不安を覚え始めており、その打開の為に中国政府に対して洋薬の販路確保について、交渉を要求した。これに対して袁世凱政府は蔡乃煌を江蘇・江西・広東三省禁煙特派員として上海に派遣した。『東方雑誌』の「中国大事記」民国四年（1915）四月二十八日の項に、「派員査禁江蘇江西広東三省私土運入」との見出しで、次のように記している。

内務処暨び稅務処は、江蘇・江西・広東三省の私土運入頗る多きを以て、亟かに応に嚴に従り査禁す

べく、員を派し地方長官暨び海關員司を会同し、法を設けて査緝せしめんと呈請し、令を奉じ蔡乃煌を派して江蘇江西広東禁煙特派員に充てる⁽²⁹⁾。

即ち、江蘇・江西・広東三省における「私土」=罂粟片の流入の取締を目的として、蔡乃煌が派遣されたかの如く報じ、又「煙土聯社」との関連については報じていない。しかし彼を派遣した真の目的は、既述の如く、洋薬の高騰と安価な土薬の流入による洋薬の売れ行き不振に悩む「煙土聯社」との交渉であった。ここで言っている「私土」とは密輸入された洋薬ではなく、中国国産の土薬を指していることは、交渉の結果締結された「合同」の名称からも明らかである。この交渉の具体的な経緯・交渉内容を示す史料は、現在の所見い出せず、その「合同」本文が王鉄崖編『中外旧約章彙編』に収録されている⁽³⁰⁾。

先ず1915年5月1日に蔡乃煌と香港・上海の「煙土聯社」との間で締結された全17条から成る「蘇贛粵禁売土煙合同」の内容を紹介して、その意味を検討することとする。

「合同」はその前文で、締結に至る経過、その目的を記しているが、前記三省では土薬生産や洋薬輸入が未だ禁止されていないが、中国の律例により、土薬の販売は禁止されていた。しかしこの三省には違法に大量の土薬が販売され、為に洋薬の販売を妨げおり、香港・上海の在庫の洋薬を未だ売却出来ずにおり、ひいては全国の鴉片禁絶の期を引き延ばす結果となっている。煙土聯社（以下「聯社」と略称）は現在香港・上海にベンガル鴉片・マルワ鴉片合計6000箱前後を蓄積しており、この三省における洋薬販売の障害を除去することを願い、以下の条件で中国政府に捐款を納付し、政府による障害除去の経費とすることを要請し、特派員はその要請を容れて、中国政府は以下の条件で、この三省における障害の除去を認めるものとしたとある⁽³¹⁾。即ち当該三省における土薬の流通・販売を禁止し、洋薬の販売を促進させようとするものであった。その条件とは、

一 本合同の期限内に、印度鴉片は滬港聯社より交運するに、每箱聯社より中国政府に三千五百元を交付し、蘇・贛・粵三省の土煙の違法售売を査禁するの費用を補償し、並びに下述の規定に按じて交付す。とし、洋薬一箱当たり3500元を中国政府に納付し、違法土薬の取締経費を補償するが、その方法は、毎週土曜日の早朝、聯社は中国政府の特派代表の蔡乃煌の手を経て、前回納付以後の今週の聯社が輸送した鴉片の数量について、規定の額の捐款を中国政府に交付するものとし、第一回は本合作成の後一か月内に交付する（二）とし、中国政府は蔡特派員により捐款の正式な収摺（領収書）を聯社に渡す（三）。聯社は本合同の期限内に、6000箱以上の洋薬を輸出するが、必ず上述の規定の捐款を中国政府に交付することを保証する

(四)。中国政府は任意にこの捐款を使用できる(五)。洋薬一箱とはベンガル鴉片の場合40粒、マルワ鴉片ならば約120斤とする(六)。聯社が捐款の交付を願うのは、中国政府がこの三省において違法な土薬の販売を厳しく取り締まり、現に上海・香港に存する洋薬を早期に処理出来るようにさせ、中国全国の鴉片の禁絶に便にすることに賛助するものであり、この捐款は決して中国政府が徴収する税捐では無い(七)。如し現に上海・香港に存する洋薬が華商に売却され、三省のどの省或いはどの地に輸送されても、特派員或いはその代表は、聯社に特別の印花或いは憑証を給与し、販売する鴉片の各粒各包に貼るが、特派員及び聯社の代表が立ち会って貼り、特派員は中国政府を代表し、印花或いは憑証の貼られた鴉片が、この三省内の各関卡における通行を妨げず、この三省の地方官もこの鴉片の三省内での販売を妨害しないことを保証する(八)。本合同の作成時に、特派員は中国政府にこの三省の將軍・巡按使に命じて有効な措置により違法な土薬の販売を取り締まらせ、現に上海・香港に存する洋薬を早期に処理し、中国全国の禁煙を出来るようにさせ、更に大量の土薬の広東への流入を厳禁し、澳門・広州湾より違法に洋薬を密輸することを防止させる(九)。如し既に印花或いは憑証の貼られた鴉片が、三省内の関卡或いは地方官に差し止められ或いは没収されたなら、特派員は中国政府を代表して代わってそれを取り戻し、取り戻せない時は、市価により聯社に償還する(十)。特派員は中国政府を代表して、印花或いは憑証の貼られた鴉片が、広東で現在徴収されている保価及びその他の各種税捐の徴収を免除され、江蘇・江西両省でも各種税捐の納付を免除することを保証する(十一)。本合同は1917年4月1日より効力を発生する(十二)。聯社は適宜の事務所を備え、特派員及びその随従の用途に供し、家賃の支払いを免除する(十三)。特派員は中国政府を代表して、この三省が上海・香港に現存する洋薬を全て輸送する外に、1917年4月1日前まで閉鎖することは無いと保証する(十四)。如し発行した印花或いは憑証がこの三省の関卡或いは地方官に尊重されず、或いは無効とされ、或いは特派員が差し止められ又は没収された鴉片を取り戻せず、或いはその鴉片の代価を聯社に支払わず、或いは聯社が特派員に違法の売買や密輸の事情を伝えても、この三省がなお違法な土薬の売買、或いは土薬の密運、或いは洋薬の運入を厳禁せず、或いは既に印花或いは憑証を貼った洋薬がこの三省の内保価及びその他の各種税捐を免除されず、或いはこの三省のどの省でも1917年4月1日以前に禁絶する等の事が有れば、聯社は本合同の廃棄を声明することが出来、本合同の定める義務を負わない。如し聯社が上述の捐款を支払わなければ、特派員は又本合同の廃棄を声明し、本合同の定める義務を負わない(十五)。本合同は英文・華文で三通作成し、一通は

聯社が、一通は特派員が、一通は中国政府が保管する(十六)。本合同の解釈に疑義が有る場合、英文を基準とする(十七)と規定している。

なお(十二)の記載は明らかに誤りであり、「本合同は1917年4月1日より効力を失う」となるはずである。何故なら1917年3月31日で洋薬の輸入は停止されることとなっており、当然それ以前に在庫鴉片を販売し尽くすことを目的とした「合同」であるからである。

この「合同」について A. M. Kotenev が1927年に著した“Shanghai, Its Municipality and The Chinese: Part II The Opium Problem at Shanghai”では、次のように論じている⁽³²⁾。

聯社の事務の管理は一つの委員会に委ねられていた。この委員会は聯社の存在した期間に、以下の幾人かによって組織された。

D. E. J. Abraham, E. David, E. Nissin, E. I. Ezra, B. D. Tata, Sagal Thaver, A. Levy, B. C. Sethna, B. H. Dastur, F. Dewjee, R. Bagorial と原名不詳の2名。

一たび開始されると、この実力雄厚な商行によって組織された強大な組織は、単に上海に対してだけでなく、全中国の鴉片の根絶に対して極めて大きな影響を及ぼし得た。この組織は腐敗した中国の官吏に対応する時に、殆ど抵抗は無いことを発見し、本地の洋薬公所 (Opium Guild—中国鴉片商人の同業会—筆者注) に対応する時、却って一つの強大な同盟の存在を発見したが、これは極めて理解出来ることであつた。……

上海の煙土聯社と香港の類似の協会とは、1915年5月1日に成功のうちに中国政府と一つの協定を成立させ、不法に本地の鴉片を販売することを禁止し、江蘇・江西及び広東の三省での許可されたインド鴉片の販売の障害を除去し、協定を根拠に毎箱額外に3500メキシコドルを徴収し、最低限を6000箱として金を納付することとした。協定の期限は1917年4月1日に終結する。

結果は次の通りであつた。如し中国が罌粟栽培地と鴉片貿易を取り消せば、1917年以前でも鴉片の輸入を停止する、とイギリスとの鴉片条約が規定していても、鴉片を重ねてこの三つの人口の多い富裕な省に輸入させる。この外に上海に「政府禁煙局検驗所」を設立し、鴉片密輸の経営者に対して訴訟を提起することを導いた。

ここに示されているように、この「合同」の性格は上海と香港の外国鴉片商人 (ユダヤ系イギリス商人・インド商人と思われる) による自己の在庫鴉片の売却の要求と、中国鴉片商人や中国政府の鴉片販売の利潤と財源獲得の要求という双方の要求が合致して成立したものである。「合同」の(七)において、煙土聯社が中国政府に提供する所謂「捐款」は税ではなく、あく

までも洋薬の販売を阻害する土薬の密売買を取り締まる行為に対する経費を負担するというものであると言っているが、(五)において、それが如何に使用されるかについては、問わないとしており、実質的には税収と考えることも出来る。この捐款は洋薬の円滑な売買を可能にするための政府に対する賄賂的色彩の濃いものとも言える。

更にこの捐款の支払いの条件には、当該三省において、省当局や地方官が洋薬に対して地方税や内地関税の徴収をさせないことを保証させる意味も持っていた。しかしこの事は省政府や地方官の収入を減少させることを意味しており、北京政府と地方政府の対立を生ずる要因ともなり得るものと言える。これが為(十五)において、いずれかにおいてこの条件に違反する行為が有った場合の措置を規定しているのである。

かくして煙土聯社は江蘇・江西・広東三省において、中国政府に対して1箱当たり3500元の捐款を支払うことにより、競争相手である土薬の流通販売を阻止し、何の障害も無く在庫の洋薬約6000箱を販売することを可能とする。一方北京政府は、この三省における土薬の流通販売を取り締まり、捐款を納付した洋薬に対して印花或いは憑証を貼付して、その円滑な流通販売を保証することにより、総額で2100万元の大金を手に入れることが出来ることになる。

所でこの「合同」締結に関する興味深い背景を暴露した回想録が有る。当時袁世凱政府の財政総長であった周学熙の息子である周志俊が、父に従って北京におり、袁世凱の帝制復活の策動を目撃して記した回想録がそれである。その中で帝制復活の為の資金調達に関して、次のように記している。

時に梁（士詒）は全国税務督弁に任じ、帝制の籌款を以て自任するに因り、並びに革職上海道の粵人蔡乃煌を起用して江蘇・江西・広東禁煙特派員に充任し、港滬関棧に存有する印土六千箱を以て、禁を徴に寓するの詞を借りるに因り、報効を徴取せんと擬し、毎箱四千五百元（ママ）にて、巨款二千余万元を得て帝制の経費と為す可しと予計す。袁世凱の帝制の決心はこれに因り更に堅くす⁽³³⁾。

周志俊は梁士詒の年譜に、彼が内務総長朱啓鈴と共に特派員に禁煙事宜、即ち蔡乃煌の任命、その後の煙膏の専売、商人を集めての資金の借入れ等の方法を処理させるように要請し、当時当局の歓心を博したと明記されている。所謂禁煙機関も、実際は鴉片の専売による資金調達の機構であり、決して真の鴉片禁止の業務を行うものではないことは周知の事であったと言っている。更にこの画策の背景には、当時大總統袁世凱の信任獲得を巡る広東派と安徽派との暗闘が存在していたと言う。即ち広東派の領袖で全国税務督弁であった梁士詒が無派閥の内務部総長朱啓鈴を抱き込んで、自分の腹心である蔡乃煌を任命して、在庫鴉片の

処理に当たさせたものであり、安徽派の財務部総長周学熙とは何ら関わり無く進められた。しかも鴉片による資金調達という非難は財務部に帰せられることを見込んでの事であった。しかし在庫鴉片の問題は税務処の管轄範囲であり、禁煙特派員の派遣は内務部の系統に属するものであり、周学熙の関知する所では無かったと述べている。周志俊のこの回想録は、父の正当性を強調し、梁士詒を非難するという側面が強い点を考慮しなければならないが、この「合同」締結の背景として、袁世凱政府部内の派閥争いと、袁世凱の帝制運動の為の資金調達という狙いが有ったとする説は極めて興味深いものが有る。

さてこの「合同」は叙上の経過からしても、当時公表されることはなかったようであり、当時の『申報』や『東方雜誌』にも報じられていない。『申報』は1917年2月11日付で英字紙の『字林報』の記事を転載し、「西報記中政府収買存土之原因」という記事を掲載し、査するに民国四年五月一日、中政府曾て合同を訂し、洋薬公所蘇贛粵三省に在って鴉片を銷售するを准し、毎箱三千五百元を報効し、以て中政府の禁阻を加えざるの報酬と作す⁽³⁴⁾。

と報じている。この記事は、この「合同」が必ずしも予期した成果を挙げ得ず、洋薬輸入の最終期限を間近に控えたこの時期に、再び在庫鴉片の処理問題が浮上していることを報じたものである。又『東方雜誌』は、1917年4月15日発行の第十四卷第四号の「中国大事記」民国六年（1917）二月七日の項において、

前年政府は蔡乃煌を派して江蘇江西広東禁煙特派員に充て、上海香港の洋薬商行と、蘇贛粵三省准銷洋薬合同を訂立し、禁絶の期限内に於いて、三省に在って印土六千箱を銷售し、毎箱商行より報銷銀三千五百元を認繳す。……

と記しており、同様に再度在庫鴉片の処理問題が浮上したことによって、1915年5月の「合同」の存在が明らかになったものと思われる。1917年の時期の在庫鴉片処理問題については、別稿で詳述する予定である。

更にこの「合同」はイギリス本国政府の承認を得たものでは無かった。小稿において引用した「合同」本文は、既述のように王鉄崖編の『中外旧約章彙編』に収録されたものであるが、その附註では、この中国語文は英文の翻訳であり、原文は Mac Murray, John V. A. 編の *Treaties and Agreements With and Concerning China, 1894-1919.* (New York: 1921. 2vols.) に収録されており、中国語で記された「合同」は見出せていないと記した後、この原文の附註に、

イギリス政府は北京駐在公使館に権限を授け、本合同の登記を拒絶した、即ち本合同に対して承認を予えなかつた⁽³⁵⁾。

とあると記している。洋薬の販売促進を図る為に、中国政府を金で買取するかのような如き内容の協定を、ハーグ

における国際禁煙会議に参加していたイギリス政府としては、到底承認することは出来ず、民間レベルの協定とし、政府は与り知らないものとしたと考えられる。従ってこの「合同」は当時禁煙運動に従事していた人々も知らされず、袁世凱政府と煙土聯社との間の秘密協定としての性格を強く持っていたと考えられる。しかし秘密とは言え、該三省の將軍・巡按使等には通知して、その趣旨の徹底を図る必要があり、関係する人々の間では当然知られていたであろう。それが1917年2月の時点で明らかにされ、大きな論議を呼ぶこととなるが、この時点では反対の論議も起こる術は無かったのである。

この「合同」の実施状況について見ると、当初上海・香港に保管され、中国に売却を目論んでいた在庫鴉片の量は、既述のように6000箱であったが、1917年1月末の時点で、在庫鴉片の量が2100箱有ったという⁽³⁶⁾。従ってこの間に4900箱が売却されたことになるが、更にこの間に先の「中英禁煙条件」の洋薬輸入の十年遞減の規定では、年々5100箱づつ遞減し、1915年は15300箱、1916年は10200箱、1917年は5100箱の輸入は可能とされている。しかし現実に上海の江海関を通して輸入された洋薬は、1913年に1055箱、1914年は472箱、1915年は317箱、1916年は168箱となっている⁽³⁷⁾。この外に密輸入鴉片の存在も考えられるが、この間の販売は煙土聯社が期待したほどには進行しなかったようである。それは一方で中国における禁煙運動の成果を物語るものとも言える。他方で土薬の流通販売の取締りが中国官憲によって為された筈であるが、土薬の密売買が依然として存在し、それが洋薬の販売を妨害したとも考えられる。例えば、『東方雜誌』には、次のような記事が掲載されている。即ち1916年8月8日に、上海のイギリス租界の捕房が、煙土聯社⁽³⁸⁾の報告を受け、雲南より上海に出張していた官員の宿舎を搜索した所、唐繼禹（雲南都督唐繼堯の弟）の副官である孫世奇の部屋から鴉片4箱を発見し、次の日に淞滬警察庁と協力し、閘北の道尹公署近くの空屋から鴉片20箱を押収し、捕房に運ぶと共に、孫世奇・王九齡・王鉄山と雲南より北京に派遣される軍政代表の葉全・陳鈞、及び上海で代わりに鴉片を保管していた李徵五等を会審公廨に送付したという事件である。雲南の官員が出張を利用して雲南鴉片を上海に密輸し販売しようとしたものである。会審公廨は葉全・陳鈞を無罪、他の人々を監禁・罰金の判決を下し、鴉片は海関に送られて焼却処分としたという⁽³⁹⁾。未だに罌粟栽培が盛んに行われていた雲南の政府が、その資金調達のために、鴉片の最大の消費地である上海に密輸して売却を図り、それが摘発された事件であったと言えよう⁽⁴⁰⁾。

五 お わ り に

民国初年、臨時大總統孫中山やその後を襲った袁世

凱は、清末の禁煙政策を踏襲し、重ねて禁令を頒発し、全国禁煙大会の活動を支援する等の努力を重ね、一定の成果を挙げ、14の省で罌粟栽培の根絶が確認され、洋薬の輸入停止が実現したが、袁世凱の帝制復活の野心の芽生えと共に、再び「寓禁于徵」政策が復活し、鴉片が資金調達的手段として重用される事となった。外国鴉片商人は主として雲南・貴州における土薬生産・流入の継続により、洋薬の販路を犯し、販売の不振をもたらしたことを理由として、今回の「合同」の締結に至ったのである。そこには煙土聯社を組織し、輸入停止に至る最後まで収益をあげようとする商人達の執着の強さを見ることが出来ると共に、袁世凱を筆頭とする北洋政府にとっても、更に土薬の産地である雲南・貴州を地盤とする中小の軍閥にとっても、鴉片は資金を調達工面する有力な物資であり、容易にこれを放棄することは出来なかつた姿を見ることが出来る。今回の「合同」は、結果として所期の如き成果を挙げる事が出来ず、洋薬の輸入停止を目前に控えた1917年2月に至って、再びこの滞貨となっている洋薬の処理問題を巡って、煙土聯社と北洋政府との間で取引が行われることとなり、在庫鴉片の処理問題は更にしばらく継続することとなるが、その詳細の検討は次の機会に行うこととする。

註

- (1) この間の経緯については、拙稿「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書——印度鴉片の輸入遞減法を中心に——」（『愛知教育大学研究報告』第39輯（社会科学），1990年）及び「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書（四）——中国国内の禁煙実施状況と『統訂禁煙条件』締結の経緯——」（『愛知教育大学研究報告』第43輯（社会科学），1994年）を参照されたい。
- (2) 蘇智良『中国毒品史』（上海人民出版社1997年刊）は、第七章、第三節、民国初年の禁煙闘争の項において、福建山区の農村、浙江の瑞安・平樂等の県での罌粟栽培の復活を記している。
- (3) 「臨時大總統關於禁煙令」（1912年3月2日、『臨時政府公報』第27号、『中華民國史檔案資料匯編』第二輯所収）
- (4) 同前。
- (5) 「臨時大總統關於勸行禁煙法令致內務部令」（1912年3月6日、『臨時政府公報』第30号、『中華民國史檔案資料匯編』第二輯所収）
- (6) 『東方雜誌』第八卷第十一号、中国大事記、民国元年三月十四日の項。
- (7) 『東方雜誌』第九卷第二号、中国大事記、民国元年六月十一日の項。
- (8) 『東方雜誌』第九卷第六号、中国大事記、民国元年十月二十八日の項。
- (9) 「駐京英使向外交部抗議禁煙事」（『東方雜誌』第九卷第八号、中国大事記、民国元年十二月初九日の項）
- (10) 于恩徳『中国禁煙法令變遷史』（『近代中国史料叢刊正編』所収）P.163.に拠れば、安徽は湖南・山東と共に、1913年6月15日にインド鴉片の輸入禁止の省とされている。
- (11) 「海関十年報告之四（1912~1921）」（中国近代經濟史資料叢

- 刊、『上海近代社会経済発展概況（1882-1931）——「海関十年報告」訳編——』の（三）鴉片の項を参照。
- (12) とりあえず平襟垂「旧上海的煙毒」（近代中国社会史料叢書『近代中国煙毒写真』（以下『煙毒写真』と略称）上巻，河北人民出版社1997年刊所収）に拠れば，当時上海における洋薬の売値は毎両8～10元であったが，雲南鴉片（雲土）は2～3元，四川鴉片（川禁）は2元未満であったと言う。
- (13) 王宏斌「民国初年禁煙運動論述」（原載『民国档案』（南京）1996年第1期，復印報刊資料『中国近代史』1996年第5期所収），及び蘇智良，前掲書，P.225.参照。
- (14) 「全国禁煙会」の名称は『申報』の記事に拠るが，『申報』は別に「全国禁煙研究会」とも表現しており，『東方雑誌』は「全国禁煙聯合会」と表現している。
- (15) 『清末民初』P.311.「全国禁煙研究会第一次会議」（『申報』1913年3月10日）
- (16) Edward Waite Thwingについては，拙稿「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書（二）——中国国内における禁煙論議の昂揚を中心に——」（『愛知教育大学研究報告』第40輯（社会科学），1991年）を参照されたい。
- (17) 『清末民初』P.311.「全国禁煙会閉会通過二十条」（『申報』1913年3月9日）
- (18) 以上の記述は『清末民初』pp.311-312.「全国禁煙研究会第一次会議」（『申報』1913年3月10日）に拠る。
- (19) 『東方雑誌』第九巻第十号，中国大事記，「全国禁煙聯合会閉会」，民国四年三月初六日。
- (20) 『清末民初』pp.310-311.「全国禁煙会閉会通過二十条」（『申報』1913年3月9日），及び同書 pp.312-313.「全国禁煙研究会決議決情形」（『申報』1913年3月25日）
- (21) 王宏斌，前掲論文参照。
- (22) 于恩德，前掲書，P.152.参照。
- (23) 上海における国際禁煙会議は，「万国禁煙会議」ともに称されるが，その内容について，前掲拙稿「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書——印度鴉片の輸入遞減法を中心に——」を参照されたい。
- (24) 王宏斌，前掲論文参照。
- (25) 例えば，清末以来鴉片の主要産地の一つであった貴州省における状況については，謝根梅・孟慰蒼「貴州煙毒流行状況」（『煙毒写真』下巻所収）を参照。
- (26) 「禁煙条件」第三条（王鉄崖編の『中外旧約彙編』第二冊，P.711.）
- (27) 『清末民初』P.277.掲載の「中国社会政治学評論」に基づく注。
- (28) 同前，pp.278-279.「上海煙土聯社」
- (29) 『東方雑誌』第十二巻第六号。
- (30) 王鉄崖編『中外旧約章彙編』第二冊，pp.1092-1094.「蘇贛粵三省禁売土煙合同」（生活・読書・新知三聯書店1959年刊）。なお後述するように，『東方雑誌』では，この合同の名称を「蘇贛粵三省准銷洋薬合同」と記している（『東方雑誌』第14巻第4号，中国大事記，民国六年二月七日の項）。
- (31) (29)に同じ。
- (32) 『清末民初』P.279.に，編者による中国語訳「上海工部局的鴉片政策」と題して収録されているものに拠る。
- (33) 周志俊「袁世凱帝制活動与粵皖系之爭」（中国人民協商会議全国委員会・文史資料委員会「文史資料選輯」編輯部編『文史資料選輯』第13輯，中国文史出版社刊所収）。
- (34) 『清末民初』P.373.
- (35) 王鉄崖，前掲書，P.1094.
- (36) 『清末民初』P.280.の「1917年1月28日中国与煙土聯社訂立的協議」参照。
- (37) 中国近代經濟史資料叢刊，徐雪筠等訳編『上海近代社会経済発展概況（1882-1931）——「海関十年報告」訳編』（上海社会科学出版社1985年刊），「海関十年報告之四（1912-1921）」（三）鴉片の項参照。
- (38) 原文は「洋薬公所」と記されているが，『東方雑誌』の場合，小稿でいう煙土聯社を「洋薬公所」と表現している。
- (39) 『東方雑誌』第13巻第9号，中国大事記，民国五年八月八日の「上海發現大宗私土案……」の項。
- (40) この時期の雲南の鴉片事情については，宋光濤「鴉片流毒雲南概述」（『煙毒写真』下巻所収）を参照されたい。

（平成10年9月8日受理）